

# 学校いじめ防止基本方針

三鷹市立第二中学校

## 1 いじめの定義といじめ防止基本方針について

### ◎いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第二条)

### ◎学校いじめ防止基本方針

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を及ぼし、時には生命に関わる危険を招くものである。また、「いじめほどの学校・学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校では、生徒が安心して学校生活を送れる「いじめのない学校」を目指して、本方針を策定。

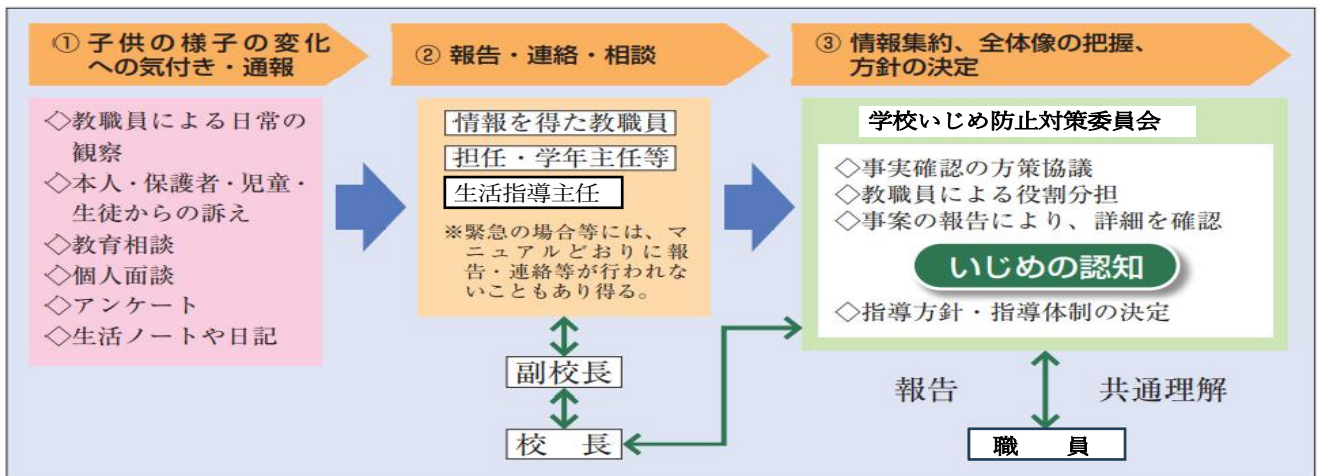
## 2 いじめの認知までの流れ

◎校長・副校長・生活指導主任・教務主任・進路指導主任・経営支援主任・学年主任・通級主任・養護教諭により構成される「学校いじめ防止対策委員会」を置く。

※校長が必要と認める者も含め、いじめが認知された場合には、当該生徒の学級担任や情報を得た教職員、SCを加える。

◎「学校いじめ防止対策委員会」は、本校におけるいじめ防止等の取組に関すること及びいじめであるかどうかの判断を組織的に行う。

◎いじめの疑いに気付く、兆候を発見する、あるいは通報を受けた教職員は、直ちに管理職・生活指導主任へ報告するとともに、学年内においても速やかに情報を共有する。報告を受けた管理職および学年は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」へ情報を集約し、同委員会において事実確認の方針および組織的な指導・支援体制を決定する。



## 3 いじめの未然防止のための取組

◎学校全体で生徒の良い面や良い力を認める声かけを推進し、生徒の自己肯定感・自己有用感を高める。

◎授業規律の確立

- 一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを進め、必要に応じて個別指導を行う。
- 授業の参加姿勢を確立させ、発言生徒への冷やかしの、中傷、失笑等に対してきちんと指導する。

◎特別の教科 道徳の時間の充実

- 各学年、年度初めにいじめに関する題材を扱う。また、学期ごとに定期的に扱う。
- 思いやりの心、命の大切さ、相手の立場に立って考えること等、豊かな情操と道徳心を培う道徳授業を実施し、話し合い活動を通して他の意見を共有しつつ尊重する心を育てる。

◎各行事等において、先輩、同級生、後輩の良き関係づくりを推進する。

◎地域との連携及び交流、ボランティア活動等の体験的活動を充実させる。

◎生徒会等を中心とした、いじめ防止に関する活動を推進する。

◎いじめ防止のための対策に関する研修の実施及び資質の向上を計画的に行う。

◎三者面談を利用し、生徒や保護者に対し、いじめに関する確認をする。

◎第1学年全生徒対象にSCとの集団面談を実施する。

◎ふれあい月間時に二者面談を実施する。

## 4 いじめの早期発見と事後の取組

### ◎早期発見のための手立て

- ・ すべての教員が、日常的に生徒の様子に気を配り、観察する。家庭や地域からの情報もつなぎ合わせ、どんな小さな変化や生徒のサインも見逃さないという姿勢をもつ。
- ・ 年3回の「いじめアンケート」やふれあい月間の二者面談を有効に活用し、生徒の状況等を把握する。
- ・ 運営委員会、生活指導部会、校内支援委員会、学年会等で、気になる生徒の情報を共有し、多くの教員の目で観察し、必要に応じて然るべき対応を取る。
- ・ 相談用紙の配布やさまざまな相談窓口を生徒に周知する。

### ◎事後の取組

- ・ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のためにいじめを受けた生徒・保護者への支援やいじめを行った生徒への指導および保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた側と行った側、双方の保護者間でトラブル等が起きることのないよう、指導上の記録を取り、指導で得た情報等を共有し対処する。
- ・ いじめは、いかなる理由があろうとも許されるものではないという姿勢で対処し、生徒の生命や身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに三鷹警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 5 保護者・地域との連携

- ・ 直接、事実関係を伝え、事案の解決に向けた具体的な対策を説明し、理解を得る。
- ・ 事実を冷静に確認し、主訴を十分に確認するなど、家庭での対応と学校との連絡方法を確認する。
- ・ 状況に応じた、関係機関との連携及び連絡方法を確認する。

## 6 重大事態への対応

### ◎重大事態の定義

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。以下のような事態に対して、アンケートやその他適切な方法により、事実関係を明確にする。

（いじめ防止対策推進法第二十八条）

◎生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### ◎具体的な対処例

- ・ 三鷹市教育委員会への報告。
- ・ 被害生徒への複数教員による対応及び緊急避難措置の検討、実施。
- ・ 警察への相談、通報。
- ・ 児童相談所等との連携。
- ・ 必要に応じて緊急保護者会の開催。

## 7 ネット上のいじめへの対応

### ◎未然防止と早期発見

- ・ セーフティ教室等で情報モラル、マナー等のテーマを取り上げる。
- ・ 「SNS 東京ノート」「考えよう！いじめSNS@Tokyo」を利用した指導を実施する。
- ・ 保護者との連携を密にする。

### ◎ネット上のいじめ発生時の対応

- ・ 警察署等の外部機関との連携
- ・ 書き込みの内容を確認する。（スクリーンショットやプリントアウトで保存）
- ・ 関係する生徒や保護者への状況説明と家庭での指導を要請する。（プライバシーの保護に留意）
- ・ 掲示板の管理者、プロバイダーへ削除依頼をする。（学校からも依頼をする。）
- ・ 関係する生徒、保護者の意向を確認し、全校生徒及び全家庭への呼びかけ、指導を行う。

## 8 懲戒権

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

(学校教育法第 11 条)

### ◎具体的な懲戒の例

#### 法的効果を伴う懲戒

- ・ 退学・停学・訓告：校長が行い、生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす。退学は性行不良や学力劣等、出席不良、学校秩序の乱れなどが対象。

#### 法的効果を伴わない懲戒（事実行為としての懲戒）

- ・ 放課後に教室に残留させる（ただし用便や食事を妨げる長時間拘束は不可）
- ・ 授業中に教室内で立たせる
- ・ 宿題や清掃活動を課す
- ・ 学校当番を多く割り当てる
- ・ 練習や試合への参加制限
- ・ 生徒の行動を制止するための短時間の身体的制御（押さえる、腕を引くなど）

## 9 公開・点検・評価

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」は、年度当初コミュニティスクール委員会等で周知するとともに、学校 HP で公表する。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取り組みの進捗状況について管理と点検を行う。
- ・ 学校評価において、取り組みについての評価を行うとともに、見直し・改善を図る。